

鋸南学童保育所及び鋸南幼稚園一時預かり保育所運営業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、鋸南学童保育所及び鋸南幼稚園一時預かり保育所運営業務委託の事業者選定にあたり、価格のみではなく、業務実績、専門性等を勘案し、総合的に判断して最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための参加要件、選定手続きその他必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業 務 名：鋸南学童保育所及び鋸南幼稚園一時預かり保育所運営業務委託

(2) 契約期間

①委託期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日

②準備期間 契約締結日翌日から令和9年3月31日

(3) 業務内容：「鋸南学童保育所及び鋸南幼稚園一時預かり保育所運営業務委託仕様書」による

(4) 提案上限額

学童保育所：107,500千円（消費税を含む・税率10%）

幼稚園一時預かり保育所：54,500千円（消費税を含む・税率10%）

令和9年度分

学童保育所 34,393千円

幼稚園一時預かり保育所 17,454千円

令和10年度分

学童保育所 35,983千円

幼稚園一時預かり保育所 17,959千円

令和11年度分

学童保育所 37,124千円

幼稚園一時預かり保育所 19,087千円

3 参加資格

本業務に係るプロポーザルへ応募する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 鋸南町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 本公募開始日から優先交渉権者決定までの間において、本町から指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項

に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき千葉県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第89号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (7) 法人においては、本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (8) 町が行う説明会、プレゼンテーション及びその後の打合せ等に参加できること。
- (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び一時預かり事業（幼稚園型預かり保育）に関し、地方公共団体から業務を受託（指定管理者の指定を含む。）又は当該事業を実施し、かつ、その業務を履行（実施）した実績があること。

4 日程

募 集 開 始：令和8年11月 2日（月）

参加申込受付締切：令和8年11月13日（金）

質 問 期 間：令和8年11月 2日（月）から令和8年11月 6日（金）まで

質 問 回 答：令和8年11月12日（木）

提案書の受付開始：令和8年11月16日（月）

提案書の受付締切：令和8年11月24日（火）

プレゼンテーション：令和8年11月30日（月）

選 考 結 果 通 知：令和8年12月 2日（水）

※ただし、各実施日について、事務上の都合により変更できるものとする。

5 参加申込書等の受付

(1) 受付期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月13日（金）まで（土、日、祝日を除く）

(2) 受付時間

9：00から17：00まで

(3) 受付場所

千葉県安房郡鋸南町吉浜516番地 鋸南町立中央公民館内
鋸南町教育委員会教育課教育総務室

(4) 受付方法

持参または郵送に限る

(5) 提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

②会社概要・主要業務実績書 6部

※業務実績については、本業務と同等の実績に限るものとする。また、実績等が確認できるものを添付すること。

③決算報告書（直近２年度分の決算諸表）（写し） １部

④納税証明書（法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税） 原本１部

※窓口で原本確認した場合は写しの提出も可とする。

未納がないことの証明でも可とする。

（６）受領確認通知の送付

参加申込書を本町が受領した際には、受領確認通知を郵送等により送付ものとする。

6 質問書の受付及び回答

（１）質問

①受付期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月６日（金）まで

②受付時間

９：００から１７：００まで

③提出方法

鋸南町教育委員会教育課教育総務室へ直接持参、郵送または電子メールで提出。

メールアドレス：kyoui@town.kyonan.chiba.jp

※電子メールの場合は到達確認のため、送信後、必ず本町に電話連絡を行うこと。

④提出物

質問書（様式２）

（２）質問への回答

質問に対する回答は、全てを取りまとめた上で、一括して令和８年１１月１２日（木）午後５時までに鋸南町ホームページに掲載する。

7 提案書等の受付

（１）受付期間

令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２４日（火）まで（土、日、祝日を除く）

（２）受付時間

９：００から１７：００まで

（３）受付場所

千葉県安房郡鋸南町吉浜５１６番地 鋸南町立中央公民館内

鋸南町教育委員会教育課教育総務室

（４）受付方法

直接持参または郵送（提出期間内に必着）

※郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きし、受領書送付用として宛名を明記し、１１０円切手を貼付した長３封筒を同封すること。

（５）提出物

①鋸南学童保育所及び鋸南幼稚園一時預かり保育所運營業務委託に係る公募型プロポーザル

提案書（様式任意） 6部 用紙サイズはA4とし、ファイル等に綴じて提出すること
（うち1部はバラのまま、クリップ留め）

②業務実施体制（様式3） 6部

業務の実施体制について、管理者及び主たる業務担当者について、様式に定められた事項について記入すること。

③業務実施工程表（任意様式）

6部 用紙サイズはA4とする。

④見積書（表紙：様式4-1、内訳：様式4-2）

1部（原本：社印押印必須）、5部（写し）

用紙サイズはA4とする。

（6）留意事項

- ①提案上限額の上限を超えた提案は失格とする。
- ②提出後の書類の差し替え、又は追加提出は認めない。
- ③提出書類等は返却しないこととする。
- ④参加申込を行った事業者であっても、受付期間内に提案書等が提出されない場合は、辞退したものとみなし失格とする。
- ⑤提案書を提出した事業者が多数の場合は、プレゼンテーションを実施する前に事前に内容を確認する可能性がある。
- ⑥採用事業者に対し、後日提出書類の電子データの提出を求めることがある。
- ⑦提出された書類は公表する場合がある。ただし、町と提案者との協議において、公表されることにより提案者の権利が著しく侵害されると認められる内容を除くものとする。
- ⑧町は本プロポーザルに関する公表及び町が必要と認める場合、提案書を無償で利用できるものとする。また提案書に含まれる第三者の著作物について公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくこととする。
- ⑨使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8 プレゼンテーションの実施

（1）プレゼンテーション実施日時及び場所

令和8年11月30日（月）10時00分～ 鋸南町中央公民館2階視聴覚室

（2）時間配分

事業者ごとに40分程度を予定している。なお、応募状況等により時間が変更となる場合がある。（説明30分・質疑応答10分）

（3）出席者

説明者は3名以内とし、本業務に従事する者が主にプレゼンテーションを行うこと。

（4）資料・機器等

- ①提案書等に基づき、資料の内容を説明すること。
- ②プレゼンテーション実施時に、資料の追加・変更は認めない。
- ③プレゼンテーション会場は、長机・椅子・スクリーン・電源のみとなっているため、PC・プロジェクター等の機材を使用する場合は、参加事業者が用意すること。
- ④スクリーンに投影するものは、提案書等の内容に限る。

9 選考方法

提案書類の内容に基づきプレゼンテーションにより選定する。（応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合がある。）

本町が設置する選定委員会において、当該業務に対する理解度、取り組みの手法などを評価し、委託先として適した事業者を選定する。

（１）評価方式

加算方式による総合評価方式を用いる。

（２）選定委員会組織

- ①委員長 教育長
- ②委員 教育課長
- ③委員 教育課主任指導主事
- ④委員 教育課教育総務室長
- ⑤委員 幼稚園副園長

（３）選考方法

提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、選考による評価点が最も高い提案者を優先交渉事業者とする。

評価点が２番目に高い提案者を第２位優先交渉事業者とする。

（４）選考基準

別紙「鋸南学童保育所及び鋸南幼稚園一時預かり保育所運営業務委託の選考基準表」のとおりとする。

（５）事業者選考結果の通知

選考結果は、プレゼンテーションを行った全事業者に対して郵送で通知するとともに、町ホームページに掲載する。

10 契約

（１）優先交渉事業者との協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する。なお、提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、協議に基づき変更を生ずることがある。

（２）優先交渉事業者が契約を辞退した場合または参加資格を満たさなくなった場合若しくは交渉において本業務の履行ができないと判断した場合においては、第２位の優先交渉事業者を新たな優先交渉事業者とする。

11 その他

（１）失格

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- ①本プロポーザルの期間中に、「３ 参加資格」で規定する応募資格を失った場合
- ②「２ 業務の概要（４）提案上限額」で規定する、上限額を超えて提案を行った場合
- ③プレゼンテーションに不参加の場合
- ④提出物に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤著しく、信義に反する行為を起こした場合
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 全体留意事項

- ①本業務のプロポーザルに関する書類等の経費は、すべて提案者の負担とする。
- ②業務の実施に当たっては、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。
- ③優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について不明、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- ④提出物の提出方法、提出期限等が守られなかった場合は受付できないものとする。
- ⑤提出書類は、提出後の差し替えを認めないものとする。
- ⑥提出書類は、返却できないものとする。
- ⑦プロポーザル参加申込を行い、受領確認通知を受けた参加申込者が本募集の申込みを辞退する場合は、辞退届（様式6）により届け出るものとする。
- ⑧その他、仕様書に記載していない事項で、提案者側で特筆すべき提案事項等がある場合は、提案書中に記載すること。
- ⑨優れた提案の内容を基にして業務を実施していくため、最終的な仕様書は、本業務の受託者と協議して決定するものとする。

(3) 提出先、問い合わせ先

〒299-1908

千葉県安房郡鋸南町吉浜516番地

鋸南町教育委員会教育課教育総務室 担当：小川

電 話：0470-55-2120

FAX：0470-55-1585

E-mail：kyoui@town.kyonan.chiba.jp